

消食基第 210 号
令和 6 年 9 月 10 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）



コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP51291) に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP51291)」については、令和6年8月21日付けでコルテバ・アグリサイエンス日本株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、トウモロコシ (*Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) のデント種PHR03系統を既存品種とし、コウチュウ目害虫抵抗性の付与を目的として、*Pseudomonas chlororaphis*由来の*ipd072Aa*遺伝子を導入し、除草剤グルホシネート耐性の付与を目的として、*Streptomyces viridochromogenes*由来の*pat*遺伝子の導入を行って作出したものである。なお、選抜マーカーとして*Escherichia coli* (K-12株) 由来の*pmi*遺伝子を導入している。

3. 付与される形質の概要

*ipd072Aa*遺伝子がコードするIPD072Aaタンパク質は特定のコウチュウ目昆虫の中腸上皮細胞に存在する受容体に特異的に結合し、中腸上皮細胞を破壊することにより殺虫活性を示す。

pat 遺伝子がコードするPATタンパク質は、除草剤グルホシネートの活性成分であるL-グルホシネートをアセチル化し、無毒なアセチルグルホシネートに変えることで、グルホシネートの除草作用に対する耐性を付与する。したがって、除草剤グルホシネートの散布により雑草だけを枯死させ、その防除が可能となる。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、従来のトウモロコシと同じ用途で使用され、調理方法及び加工方法も従来のトウモロコシと変わらない。

5. 海外の状況

本品目は、米国、カナダ及びオーストラリア・ニュージーランドにおいて食品としての利用承認等がされている。EUにおいて食品としての利用申請が進められている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。